

ときがわ町立都幾川中学校部活動方針

令和6年4月

ときがわ町立都幾川中学校は、適正な部活動の運営に向けて、ときがわ町教育委員会が策定した「配置する学校に係る部活動の方針」に則り、また、「部活動の運営の適正化と指導にあたる教職員の多忙化の解消」に当たるため、「ときがわ町立都幾川中学校部活動方針」を策定する。

1 部活動の目的

部活動は学校教育の一環として大きな役割を果たしている。生徒の自主的、自発的な参加のもとで行われる部活動において、生徒の心身の健全な育成や体力の向上を図るとともに、生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係の形成を図る。

2 部活動方針の策定

校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表に努める。
各部活動における顧問は、毎年の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

3 適切な指導の実施

- (1) 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、埼玉県が平成30年7月に策定した「埼玉県の部活動の方針」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養・休息を適切に取る必要があるとあり、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。このことと併せて、生徒の体力向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入する。これによって、休養・休息を適切に取りつつも、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 顧問は、指導に当たり、生徒との信頼関係を重視し、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切である。よって、身体的に苦痛を与えたり、高圧的な態度を取ったりするような指導は絶対に行わない。
- (4) 校長及び顧問は、部活動の大会等を含めて、生徒の移動について安全面を十分に配慮する。
また、天候による熱中症や落雷等の被害防止を生徒の健康と安全を第一とする観点から、十分に配慮する。

4 体罰等を許さない指導の徹底

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊重を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。

校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等の厳しい指導を正当化することは決して許されないものであることを再認識する。

なお、学校関係者のみならず、保護者・外部指導者・先輩等も同様の認識を持つことが重要であり、学校や顧問が積極的に説明し理解を図る。

5 適切な休養日の設定

以下の基準に沿って、部活動を行うように努める。

(1) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。毎週木曜日と職員会議のある日は、「部活動なし」の日とし、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。大会等で土日を活動した場合は休養日を他の日に振り替える。ただし、学校総合体育大会及び新人体育大会兼県民総合体育大会の前1ヶ月は、練習を行ってもよいこととする。

(2) 長期休業中は、原則週2日以上 of 休養日を設けるとともに、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

夏期休業中の練習は20日程度とし、学校閉庁日は「部活動なし」とする。

(3) 1日の活動時間は平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。練習試合等で時間がかかるときは生徒の健康面を十分考慮する。

6 その他

(1) 朝練習については、原則実施しない。ただし11月～1月末まで及び顧問の申し出により大会前は実施できるものとする。(30分程度)